

防衛庁所属行政財産の管理に関する訓令を次のように定める。

昭和31年7月23日

防衛庁長官 船田 中

防衛省所管国有財産の管理に関する訓令

改正	昭和40年	1月	8日	庁訓第	2号
	昭和41年	6月	7日	庁訓第	20号
	昭和43年	6月	11日	庁訓第	21号
	昭和51年	1月	27日	庁訓第	1号
	昭和52年	7月	1日	庁訓第	27号
	昭和59年	6月	30日	庁訓第	37号
	昭和60年	4月	6日	庁訓第	19号
	平成4年	6月	26日	庁訓第	47号
	平成9年	6月	30日	庁訓第	31号
	平成13年	1月	6日	庁訓第	2号
	平成14年	3月	27日	庁訓第	19号
	平成18年	7月	28日	庁訓第	83号
	平成19年	1月	5日	庁訓第	1号
	平成19年	8月	31日	省訓第	159号
	平成23年	8月	15日	省訓第	30号
	平成27年	10月	1日	省訓第	39号
	令和2年	3月	30日	省訓第	19号
	令和3年	6月	30日	省訓第	32号
	令和6年	3月	8日	省訓第	8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省所管の国有財産管理につき必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 防衛大臣は、部局長が、法令の規定により、国有財産に関し防衛大臣に対して行う申請等について実体的審査及び財産管理上の審査を行う。

(防衛政策局戦略企画参事官の所掌事務)

第3条 防衛政策局戦略企画参事官においては、防衛研究所に所属する著作権（教育訓練に関するものを除く。）で国有財産であるものにつき前条に規定する実体的審査（以下単に「実体的審査」という。）に関する事務をつかさどる。

(人事教育局人材育成課の所掌事務)

第4条 人事教育局人材育成課においては、防衛研究所に所属する教育訓練に関する著作権で国有財産であるものにつき実体的審査に関する事務をつかさどる。

(人事教育局衛生官の所掌事務)

第5条 人事教育局衛生官においては、その所掌の特許権、実用新案権及び意匠権で国有財産であるものにつき実体的審査に関する事務をつかさどる。

(整備計画局施設整備官の所掌事務)

第6条 整備計画局施設整備官においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 土地及び施設に関する実体的審査に関すること(地方協力局環境政策課及び労務管理課並びに防衛装備庁装備政策部装備政策課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 国有財産に関する報告の取りまとめに関すること。
- (3) 第2条に規定する財産管理上の審査(第10条において単に「財産管理上の審査」という。)に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国有財産の管理の総括に関すること。

(地方協力局環境政策課の所掌事務)

第7条 地方協力局環境政策課においては、次に掲げる土地及び施設につき実体的審査に関する事務をつかさどる。

- (1) 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための国有財産
- (2) 駐留軍の用に供するために取得した国有財産
- (3) 駐留軍が所有していた財産で国庫に帰属した国有財産

(地方協力局労務管理課の所掌事務)

第8条 地方協力局労務管理課においては、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が行う独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項の規定による不要財産の国庫納付(不動産及びその従物に係るものに限る。)に係る国有財産につき実体的審査に関する事務をつかさどる。

(防衛装備庁装備政策部装備政策課の所掌事務)

第9条 防衛装備庁装備政策部装備政策課においては、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)の規定により取得し、及び管理の委託を行う指定装備品製造施設等で国有財産であるものにつき実体的審査に関する事務をつかさどる。

(防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官及び事業監理官並びに技術戦略部技術計画官の所掌事務)

第10条 防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官及び事業監理官並びに技術戦略部技術計画官においては、その所掌の装備品等並びに特許権、実用新案権及び意匠権で国有財産であるものにつき実体的審査に関する事務をつかさどる。

(審査の順序)

第11条 実体的審査は、財産管理上の審査に先立つて行うものとする。

附 則

この訓令は、昭和31年7月23日から施行する。

附 則(平成27年10月1日省訓第39号)(抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 0 日省訓第 1 9 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 3 0 日省訓第 3 2 号）
この訓令は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 8 日省訓第 8 号）
この訓令は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。